

あきた

発行所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-866-2008

印刷所 秋田市旭北錦町3番50号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

規 則

- 秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（第3号）…………… 1
- 秋田市健康増進法施行細則の一部を改正する規則（第4号）…………… 2
- 秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）…………… 2
- 秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第6号）…………… 2

上下水道局管理規程

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（第1号）…………… 3

告 示

- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第14号）…………… 3
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第15号）…………… 3
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第16号）…………… 3
- 秋田市議会定例会の招集について（第17号）…………… 4
- 建築基準法による道路の指定について（第18号）…………… 4
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第19号）…………… 4
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および休止について（第20号）…………… 4
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第21号）…………… 4
- 生活保護法による施術者の指定について（第22号）…………… 5
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第23号）…………… 5
- 住民票の職権消除について（第24号）…………… 5
- 後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第25号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第26号）…………… 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第27号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第28号）…………… 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第2号）…………… 6
- 教育委員会臨時会の招集について（第3号）…………… 6

選 管 告 示

- 投票区の変更について（第1号）…………… 6
- 平成27年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第2号）…………… 7
- 平成27年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事館の名称、最終住所および生年月日を記載した書面の縦覧について（第3号）…………… 7

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第3号）…………… 7

上下水道局告示

- 指定排水設備工事業者の廃止について（第2号）…………… 7
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第3号）…………… 7

公 告

- 入札参加希望者の公募について…………… 7
- 入札参加希望者の公募について……………10
- 都市計画道路の変更に関する図書の写しの縦覧について……………12
- 土地収用法による事業認定申請書およびその添付書類の縦覧について……………12
- 市有物件の売払いについて……………12
- 入札参加希望者の公募について……………13
- 農用地利用集積計画の策定について……………14

規 則

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成27年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第3号

秋田市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則
（趣旨）

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働

省令第2号。以下「省令」という。)および秋田市幼保連携型認定子ども園の設備および運営に関する基準を定める条例(平成26年秋田市条例第59号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(幼保連携型認定子ども園の設置の認可の可否の通知)

第2条 市長は、省令第15条第1項の規定により認可申請書が提出されたときは、幼保連携型認定子ども園の設置の認可の可否を決定し、その旨を当該認可申請書を提出した者に通知するものとする。

(幼保連携型認定子ども園の廃止又は休止の認可の申請等)

第3条 幼保連携型認定子ども園の廃止又は休止についての認可を受けようとする者は、当該幼保連携型認定子ども園を廃止し、又は休止しようとする日の3月前までに、省令第17条の認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認可申請書が提出されたときは、幼保連携型認定子ども園の廃止又は休止の可否を決定し、その旨を当該認可申請書を提出した者に通知するものとする。

(幼保連携型認定子ども園の再開の認可の申請等)

第4条 前条第2項の規定により幼保連携型認定子ども園の休止の認可を受けた者は、当該幼保連携型認定子ども園を再開しようとするときは、当該幼保連携型認定子ども園の再開の認可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認可申請書が提出されたときは、幼保連携型認定子ども園の再開の可否を決定し、その旨を当該認可申請書を提出した者に通知するものとする。

(幼保連携型認定子ども園の設置者の変更の認可の可否の通知)

第5条 市長は、省令第18条の規定により認可申請書が提出されたときは、幼保連携型認定子ども園の設置者の変更の可否を決定し、その旨を当該認可申請書を提出した者に通知するものとする。

(書類の提出等)

第6条 次の表の左欄に掲げる法、省令およびこの規則の規定に基づく申請書等は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類によるものとする。

番号	左 欄	右 欄
(1)	省令第15条第1項	幼保連携型認定子ども園設置認可申請書
(2)	第2条	幼保連携型認定子ども園設置認可書、幼保連携型認定子ども園設置不認可通知書
(3)	省令第15条第2項	幼保連携型認定子ども園に係る変更届出書
(4)	第3条第1項	幼保連携型認定子ども園廃止(休止)認可申請書
(5)	第3条第2項	幼保連携型認定子ども園廃止(休止)認可書、幼保連携型認定子ども園廃止(休止)不認可通知書
(6)	第4条第1項	幼保連携型認定子ども園再開認可申請書

(7)	第4条第2項	幼保連携型認定子ども園再開認可書、幼保連携型認定子ども園再開不認可通知書
(8)	省令第18条	幼保連携型認定子ども園設置者変更認可申請書
(9)	第5条	幼保連携型認定子ども園設置者変更認可書、幼保連携型認定子ども園設置者変更不認可通知書
(10)	法第26条において準用する学校教育法(昭和22年法律第26号)第10条	幼保連携型認定子ども園の園長届出書

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

秋田市健康増進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第4号

秋田市健康増進法施行細則の一部を改正する規則

秋田市健康増進法施行細則(平成15年秋田市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

(栄養管理状況の報告)

第5条 特定給食施設の設置者又は管理者は、栄養管理の状況について、毎年1回、特定給食施設栄養管理報告書により市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第5号

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成24年秋田市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2月10日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例施行規則（平成11年秋田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「に規定する」を「もしくは第137条の16第 2 号に規定する」に改める。

附 則

この規則は、平成27年 6 月 1 日から施行する。

上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成27年 2月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

秋田市上下水道局管理規程第 1 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

3 級	1 主査の職務 2 高度の知識経験に基づき困難な業務を行う職務	を
-----	------------------------------------	---

3 級	1 主査の職務 2 主任の職務	に
-----	--------------------	---

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第14号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第70条第 1 項および第115 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78 条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年 2月 2 日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在地	指定の 年月日	サービス の種 類
株式会社 ヤマタク リエイト 秋田	楽土デイ サービス 広面	秋田市広 面字小沼 古川端97 番地 2	平成27年 2 月 1 日	通所介護、介 護予防通所介 護

秋田市告示第15号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 2 項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成27年 2月 3 日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市新屋日吉町 3 番37号

ファミリーマート秋田濁川店

檜 尾 永 次

秋田市牛島東七丁目17番 3 号

高橋酒店

高 橋 ミエ子

秋田市飯島字飯島水尻479番地 1

サードニクスグランディ103

セブンイレブン秋田保戸野桜町店

佐 藤 好 宏

秋田市飯島飯田一丁目 2 番48号

セブンイレブン秋田浜ナシ山店

齋 藤 尚 徳

青森県八戸市根城六丁目22番10号

サンデー土崎港北店

株式会社サンデー

代表取締役社長 川 村 暢 朗

秋田市保戸野八丁 5 番42号 メゾンド・ソレイユ201号

セブンイレブン秋田広面谷内佐渡店

小 野 貴

秋田市仁井田新田一丁目17番25号

ファミリーマート秋田新屋日吉町店

八 柳 孝 美

秋田市告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 2月 4 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
七曲台町内会
- 2 認可年月日
平成 6 年 8 月 1 日
- 3 変更があった事項およびその内容
事務所の所在地
変更前 秋田市河辺戸島字七曲台40番地 5
変更後 秋田市河辺戸島字七曲台40番地12
代表者の氏名及び住所
変更前 鈴 木 哲
秋田市河辺戸島字七曲台40番地 5
変更後 菊 池 清 二
秋田市河辺戸島字七曲台40番地12

- 4 変更年月日
平成27年2月3日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第17号

平成27年2月19日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成27年2月12日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第18号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づき道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第30条の規定により告示する。
平成27年2月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定番号 K C 8304-32
- 2 指定道路の種類
建築基準法第42条第2項の規定による指定に係る道路
- 3 指定の年月日 平成27年2月12日
- 4 指定道路の位置
秋田市土崎港中央五丁目43番の内、46番の内、47番の内、50番の内、51番の内、52番2の内、56番1の内、56番2の内、57番1の内、57番2の内、58番2の内、59番2の内、62番1の内、63番の内、67番の内、68番の内、105番の内、106番の内、107番1の内、107番2の内、108番の内、109番の内、110番2の内、111番2の内、112番1の内、113番2の内、114番2の内、115番の内、116番1の内、117番1の内、117番6の内、118番1の内、118番2の内、119番の内、120番2の内、121番2の内、122番の内、123番の内、124番の内、125番の内、126番の内および204番の内
- 5 指定道路の延長および幅員
延長 131.75メートル
幅員 4.00メートル

秋田市告示第19号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年2月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第20号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および休止したので、同法

第55条の3の規定により告示する。
平成27年2月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
や よ い 薬 局	秋田市旭北栄町5番18号	平成27年 1月15日
居宅介護支援事業所 自 由 が 丘	秋田市下新城中野字街道 端西321番地	平成27年 1月15日

2 変更

名 称	変更事項（所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
ア・ラ・ヤ で デ イ	秋田市新屋扇町 7番34号	秋田市新屋比内 町13番1号	平成25年 12月24日
訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン 笑 咲	秋田市手形から みでん8番6号	秋田市添川字地 ノ内175番地14	平成26年 12月1日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
居 宅 介 護 ア ン ・ サ ン ・ プ ル	秋田市土崎港西三丁目8 番16号	平成27年 1月22日
デ イ ホ ー ム 古 四 王	秋田市寺内蛭根三丁目5 番11号	平成26年 12月15日

秋田市告示第21号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年2月16日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ク リ ニ ッ ク 八 橋 和 田 内 科	秋田市八橋大畑二丁目3 番3号	平成27年 1月1日
いしばし 歯科医院	秋田市御所野元町五丁目 12番3号	平成27年 1月1日
え の き こ ど も ク リ ニ ッ ク	秋田市八橋田五郎二丁目 13番18号	平成27年 1月1日
高 清 水 医 院	秋田市中通六丁目15番6 号	平成27年 1月1日
さとう 歯科医院	秋田市広面字蓮沼104番 地1	平成27年 1月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
いしばし歯科医院	秋田市御所野元町五丁目 12番3号	平成26年 12月31日
えのきこども クリニック	秋田市八橋田五郎二丁目 13番18号	平成26年 12月31日
さとう歯科医院	秋田市広面字蓮沼104番 地1	平成26年 12月31日
高 清 水 医 院	秋田市中通六丁目15番6 号	平成26年 12月31日

秋田市告示第22号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

平成27年2月16日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏名	施術所の名称	施術所の 所在地	指 定 年月日
永澤 猛	あさかぜ訪問マッ サージセンター	秋田市東通五 丁目6番46号 コーポひかり 2F-12	平成27年 2月4日

秋田市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成27年2月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者 の名称	事業所 の名称	事業所の 所在地	指定の 年月日	サービ スの種 類
株式会社 ファミリー ウェルフェ ア	デイサー ビスさる びあ	秋田市御所野 元町一丁目1 番16号	平成27年 2月15日	通所介護、 介護予防 通所介護
合同会社 隣組	となり組 デイサー ビス	秋田市外旭川 字大谷地3番 地1	平成27年 2月15日	通所介護、 介護予防 通所介護

秋田市告示第24号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成27年2月17日

秋田市長 穂 積 志

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市川尻上野町1番2-14号	佐々木勝実

(教示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません（行政不服審査法第20条）。

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3か月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます（行政事件訴訟法第8条）。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第25号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年2月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成26年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年2月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
名ヶ沢自治会
- 2 認可年月日

平成24年 3月 1日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 遠 藤 善 弘

秋田市下浜名ヶ沢字浦田87番地

変更後 安 藤 静 夫

秋田市下浜名ヶ沢字坂本89番地 1

4 変更年月日

平成27年 2月15日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成27年 2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

岩城町内会

2 認可年月日

平成24年10月12日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐 藤 信 雄

秋田市下新城岩城字右馬之丞185番地 3

変更後 伊 藤 秀 晴

秋田市下新城岩城字上向148番地

4 変更年月日

平成27年 2月 1日

5 変更の理由

役員改選による。

秋田市告示第28号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成27年 2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

- (1) 平成26年度第 5 期国民健康保険税督促状
- (2) 平成26年度第 6 期国民健康保険税督促状

教 委 告 示

秋田市教委告示第 2 号

平成27年 2月17日午後 3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成27年 2月13日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

秋田市教委告示第 3 号

平成27年 2月26日午後 4時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。

平成27年 2月24日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 英 憲

付議案件

教職員人事異動に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第 1 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第 2 項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成27年 2月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 塚 田 勇

投 票 区	区 域
秋田市第34投票区 (仁井田小学校)	御野場新町二丁目から五丁目まで、仁井田本町六丁目 7 番（28号、31号から33号まで、35号、37号、40号および41号）ならびに仁井田本町六丁目 8 番（22号、25号から28号までおよび30号から32号まで）を除く。
秋田市第80投票区 (南部市民サービスセンター)	御野場新町五丁目、仁井田本町六丁目 7 番（28号、31号から33号まで、35号、37号、40号および41号）ならびに仁井田本町六丁目 8 番（22号、25号から28号までおよび30号から32号まで）を加える。
秋田市第88投票区 (御野場中学校)	御野場新町二丁目から四丁目までを加える。
秋田市第35投票区 (四ツ小屋駅前公民館)	四ツ小屋字下川原および古川敷、四ツ小屋小阿地字上野、坂ノ上、坂ノ下、下堤および柳林ならびに四ツ小屋末戸松本を除く。
秋田市第36投票区 (四ツ小屋幼稚園)	四ツ小屋字下川原および古川敷、四ツ小屋小阿地字上野、坂ノ上、坂ノ下、下堤および柳林ならびに四ツ小屋末戸松本を加える。
秋田市第84投票区 (桜小学校)	山手台一丁目から三丁目までを除く。
秋田市第31投票区 (上北手大戸公民館)	山手台一丁目から三丁目までを加える。

秋市選管告示第2号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定に基づき、平成27年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供するので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年2月20日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成27年2月23日から同年3月9日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

秋市選管告示第3号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成27年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所および生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成27年2月27日

秋田市選挙管理委員会
委員長 塚 田 勇

- 1 期間 平成27年3月3日から同月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第3号

平成27年2月17日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成27年2月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（10件）
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成26年度第10号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第2号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成27年2月6日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 指定排水設備工事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社アイセイ工業	亀 谷 勇	秋田市泉中央三丁目16番5号

- 2 廃止年月日
平成27年1月16日

秋田市上下水道局告示第3号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道整備課において一般の縦覧に供する。

平成27年2月19日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 佐 太 幸

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成27年3月6日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
平成27年2月20日から同年3月5日まで（土曜日、日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

公 告

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成27年2月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教文館一第3号 秋田市文化会館 高圧受変電設備保守 点検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 2 第三種電気主任技術者の資格者を有すること。 3 蓄電池設備整備資格者を有すること。 4 自家用発電設備専門技術者の資格者を有すること。 5 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
教文館一第6号 秋田市文化会館 空調衛生設備保守 点検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成27年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで （長期継 続契約： 3年）	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 2 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
教文館一第7号 秋田市文化会館 消防用設備保守点 検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成27年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで （長期継 続契約： 3年）	次の全ての要件を満たしていること。 1 秋田県消防設備保守協会の「表示登録会員」であること。 2 秋田市内に表示登録された本社、支店、営業所等を有する者であること。 3 保守点検に必要な「乙種7類」を除く全ての類の消防設備士が代表者又は社員として秋田市内の本社、支店、営業所等に合わせて2名以上在籍していること。ただし、上記の各「類」のいずれかの資格を有する消防設備士2名以上で各「類」を全て満たしていること。 4 緊急応動態勢がとれること。 5 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
教文館一第11号 秋田市文化会館 舞台音響設備保守 点検業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 2 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
教文館一第15号 秋田市文化会館 舞台操作等業務委 託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成27年 4月1日 から平成 28年3月 31日まで	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 2 通年で7名以上の舞台操作業務経験者による常駐体制（大小ホールに催物がある場合は9名体制）ができること。 3 7名以上の常駐者の中に舞台操作業務に必要な舞台機構調整2級技能士以上と照明技術者2級以上の有資格者を1名以上配置可能なこと。 4 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。
教文館一第16号 秋田市文化会館 管理業務委託	秋田市山王 七丁目3番 1号	平成27年 4月1日 から平成 30年3月 31日まで （長期継 続契約： 3年）	次の全ての要件を満たしていること。 1 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 2 平成27年1月末現在、秋田市の庁舎清掃業者登録名簿（名簿の有効期間：平成29年9月30日まで）の以下の登録業種の全てに登録されていること。 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 8 建築物環境衛生総合管理業

			<p>3 次の資格者を社員として当館に配置（常駐体制）可能なこと。</p> <p>(1) 第三種電気主任技術者</p> <p>(2) 第一種電気工事士</p> <p>(3) 一級ボイラー技士</p> <p>(4) 二級ボイラー技士</p> <p>(5) 甲種又は乙種（第4類）危険物取扱者</p> <p>(6) 第三種冷凍機械責任者</p>
--	--	--	--

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
- ア 市税に滞納がないこと。
 - イ 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。
 - エ 本市の地方公共団体の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成27年 3月 3日(火)
 - 教文館—第3号 午前10時
 - 教文館—第6号 午前10時30分
 - 教文館—第7号 午前11時
 - 教文館—第11号 午前11時30分
 - 教文館—第15号 午後1時30分
 - 教文館—第16号 午後2時
- (2) 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号
秋田市文化会館 中2階 第1会議室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約日 平成27年 3月10日(火)
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
 - ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履行期間の総額を記入すること。
 - エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - オ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については、落札者としめないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。
 - カ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を2回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。
 - キ 落札者となるべき同値の入札が複数あったときは、くじ

により落札者を決定する。なお、くじ引は、辞退できないものとする。

- ク 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には、代理人の印を押印すること。
- ケ 教文館—第15号および第16号は、契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」（省略）があることを了承の上、参加すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 高圧受変電保守点検業務委託の申込者
 - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
 - (イ) 入札参加要件2から4までは免状等の資格を証明できるもの
 - (ウ) 入札参加要件2から4までの在籍を証明できる書類
 - (エ) 実績調書（様式2）過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について、契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
 - (オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
 - (カ) 納税証明書（写し可）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）
 - ・秋田市に納めた固定資産税（平成26年度分）
 - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
 - (キ) 誓約書（様式3）
 - イ 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者
 - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
 - (イ) 実績調書（様式2）過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について、契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
 - (ウ) 納税証明書（写し可）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）
 - ・秋田市に納めた固定資産税（平成26年度分）
 - ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
 - (エ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
 - (オ) 誓約書（様式3）
 - ウ 消防用設備保守点検業務委託の申込者
 - (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
 - (イ) 秋田県消防設備協会の表示登録会員証の写し
 - ※ 表示登録の有効期限については、平成28年3月31日まで継続していること。なお、現在の登録が委託期間

- の途中で満了となる場合は、登録更新手続をした上で有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。
- (ウ) 消防設備士（第1類から第6類まで）の免状（表裏）の写し
- ※ 上記資格を有する消防設備士が代表者又は社員として秋田市内の本社、営業所等に合わせて2名以上在籍し、2名以上でこの各「類」を全て満たしていることを証明できるもの。
- (エ) 緊急応動態勢が社内にあることが分かる会社の組織図等の写し
- (オ) 実績調書（様式2）過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について、契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
- (カ) 納税証明書（写し可）
- ・秋田市に納めた法人市民税（直近の営業年度のもの）
 - ・秋田市に納めた固定資産税（平成26年度分）
- ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
- (キ) 誓約書（様式3）
- エ 舞台音響設備保守点検業務委託の申込者
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について、契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
- (ウ) 納税証明書（写し可）
- ・秋田市に納めた法人市民税
 - ・秋田市に納めた固定資産税（平成26年度分）
- ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
- (エ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- (オ) 誓約書（様式3）
- オ 舞台操作等業務委託の申込者
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）過去2年間に種類および規模をほぼ同じくする保守点検業務について、契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
- (ウ) 通年で7名以上の経験者による常駐体制ができることが分かる組織図等の写し
- (エ) 7名以上の常駐者の中に舞台機構調整2級技能士以上と照明技術者2級以上の有資格者を配置できることが分かる資料と資格証の写し
- (オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- (カ) 納税証明書（写し可）
- ・秋田市に納めた法人市民税
- ※ 法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ・秋田市に納めた固定資産税（平成26年度分）
- ※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの
- (キ) 誓約書（様式3）
- カ 管理業務委託の申込者
- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式1）
- (イ) 実績調書（様式2）過去2年間に種類および規模をほ

- ほぼ同じくする保守点検業務について、契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。
- (ウ) 入札参加要件3の(1)から(6)までの免状の写し
- (エ) 入札参加要件3の在籍を証明できる書類
- (オ) 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）
- (カ) 誓約書（様式3）
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成27年2月6日（金）から同月17日（火）までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当
- ウ 申込用紙 秋田市文化会館ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および非指名通知については、FAXで平成27年2月28日（土）までに行う。
- 5 設計書および仕様書の入手に関する事項
- (1) 配布期間は、平成27年2月6日（金）から同月17日（火）まで
- (2) 配布場所 秋田市文化会館ホームページから入手すること。
- 6 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 秋田市財務規則第135条の規定により契約の履行について、その全部又は大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止する。なお、一部の業務を第三者に委託する場合は、外部委託報告書の提出を契約締結時に求める。
- (4) 設計書および仕様書に関する質疑は、文書で提出するものとする。
- (5) 申込書等の提出に関する問合せ先
- 秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成27年2月5日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）
- ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託
- イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所
- 秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 履行期間

- ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託については、平成27年4月1日から平成30年3月31日までとする。
- (4) 入札参加要件
- ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託
- (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- (イ) 警備業法第3条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。
- (ウ) 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (エ) 市税に滞納がないこと。
- (オ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- (カ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (キ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託
- (ア) 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
- (イ) 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
- (ウ) 市税に滞納がないこと。
- (エ) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (カ) 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 日時 平成27年3月5日（木）午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 図書スペース
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金および契約保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成27年3月11日（水）まで
- (5) 注意事項
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 長期継続契約の案件については、契約の翌年度以降において予算の当該金額に減額又は削除があった場合に当該契約が解除になることを了承の上、参加すること。
なお、長期継続契約とは、各年度における予算の範囲内で役務の提供を受けることを条件に、複数年度にわたり締結することができる契約である。
- ウ 長期継続契約の案件については、入札書の入札金額に履

行期間の総額を記入すること。

- エ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

- オ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

- カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引は辞退できないものとする。

- キ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間

平成27年2月5日（木）から同月18日（水）までとする。ただし、同月9日（月）は休館日のため不可とする。

(2) 受付時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。

(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室

(4) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 営業経歴書（様式3）

エ 誓約・同意書（様式4）

オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）

(ア) 秋田市に納めた法人市民税

(イ) 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方方法務局で発行）

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

- (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

- (3) 上記(1)および(2)の通知については、平成27年2月26日（木）までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827-2171

- (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827-2171

秋田市公告

秋田県知事から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画道路の変更に関する図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年 2月 6日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画道路 3・5・36号 外旭川新川線

2 都市計画の縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第24条第1項の規定により、国土交通大臣から事業認定申請書およびその添付書類の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、事業の認定について利害関係を有する者は、この公告に基づく縦覧期間内に限り、法第23条の規定により、国土交通大臣に土地収用法施行規則（昭和26年建設省令第33号）第4条の規定に従って公聴会開催請求書を提出することができ、また、法第25条の規定により秋田県知事に意見書を提出することができる。

平成27年 2月12日

秋田市長 穂 積 志

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道7号改築工事（下浜道路・秋田県秋田市下浜羽川字上野地内から同市下浜長浜字芹沢道脇地内まで）

3 起業地

イ 収用の部分

秋田県秋田市下浜羽川字上野、字浜平、字下川原、字古堂、字浜稲場、字下山、字水垂及び字横長根並びに下浜長浜字長坂、字高易森、字観音道脇、字柳沢道脇及び字芹沢道脇地内

ロ 使用の部分

秋田県秋田市下浜羽川字上野、字浜平、字下川原、字古堂、字浜稲場、字下山、字水垂及び字横長根並びに下浜長浜字長坂、字高易森、字観音道脇、字柳沢道脇及び字芹沢道脇地内

4 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部建設総務課

5 縦覧期間

公告の日から平成27年2月26日までの午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

市有物件の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

平成27年 2月13日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	地積	最低入札価格
1	秋田市広面字鍋沼7番1他1筆	雑種地	1,616.95㎡	90,873,000円
2	秋田市河辺和田字岡村5番9	宅地	424.60㎡	4,926,000円
3	秋田市雄和妙法字糠塚43番3	宅地	275.51㎡	1,350,000円
4	秋田市雄和妙法字糠塚43番13	宅地	275.48㎡	1,433,000円
5	秋田市雄和妙法字糠塚43番14	宅地	275.52㎡	1,433,000円
6	秋田市雄和妙法字糠塚43番15	宅地	275.50㎡	1,433,000円
7	秋田市雄和妙法字糠塚43番16	宅地	275.52㎡	1,461,000円
8	秋田市雄和妙法字糠塚43番17	宅地	275.15㎡	1,486,000円
9	秋田市雄和妙法字糠塚43番18	宅地	275.68㎡	1,434,000円
10	秋田市雄和妙法字糠塚43番19	宅地	275.95㎡	1,435,000円
11	秋田市雄和妙法字糠塚43番20	宅地	275.89㎡	1,435,000円
12	秋田市雄和妙法字糠塚43番21	宅地	333.92㎡	1,804,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で、その事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人、その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ 上記のアからウまでのいずれかに該当する事案があった後2年を経過していない者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市庁舎分館4階 会議室
- (2) 入札 平成27年3月13日（金） 午前10時
（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
- (3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得書および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部管財課

5 入札保証金

- (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。
- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に振り替えることができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

6 入札無効に関する事項

- (1) 郵便による入札は認めないものとする。
- (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

- (1) 契約者は、契約締結後直ちに契約保証金（契約金額の100分の10以上で入札保証金充当分を差し引く。）を納めなければならない。
- (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売払代金

契約者は、契約締結後14日以内に売払代金（契約保証金充当分を差し引く。）を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 売払物件の説明日時および場所

- (1) 秋田市広面字鍋沼7番1他1筆
 - ア 日時 平成27年3月5日（木）午前9時30分から午前9時45分まで
 - イ 集合場所 現地
- (2) 秋田市河辺和田字岡村5番9
 - ア 日時 平成27年3月5日（木）午前10時30分から午前10時45分まで
 - イ 集合場所 現地
- (3) 秋田市雄和妙法字糠塚43番3、43番13、43番14、43番15、43番16、43番17、43番18、43番19、43番20および43番21
 - ア 日時 平成27年3月5日（木）午前11時30分から午前11時45分まで
 - イ 集合場所 現地

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成27年2月18日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については仕様書参照）
秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託
- (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マントラメ227番地1）
- (3) 履行期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。
- (4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。

イ 過去2年間に市、県、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

ウ 市税に滞納がないこと。

エ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

オ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。

カ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成27年3月13日（金）午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 図書スペース
（秋田市仁別字マントラメ227番地1）
- (3) 入札保証金および契約保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成27年3月19日（木）まで

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。

イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。

エ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。なお、くじ引は辞退できないものとする。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押印すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
平成27年2月18日（水）から同月27日（金）までとする。ただし、同月23日（月）は休日のため不可とする。
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
- (3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室
- (4) 提出書類
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
 - イ 業務実績調書（様式2）
 - ウ 営業経歴書（様式3）
 - エ 誓約・同意書（様式4）
 - オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
 - ア 秋田市に納めた法人市民税
 - イ 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成27年3月5日（木）までに電子メール等により送付する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827-2171

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先

秋田市太平山自然学習センター

電話 827-2171

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成26年度第10号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成27年2月24日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書

2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号

秋田市農林部農林総務課